

市川 第 20180711-0157 号
平成 30 年 7 月 19 日

市川市環境審議会
会長 平原 隆史 様

市川市長 村越 祐民

江戸川清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案について（諮問）

市川市環境審議会条例第 2 条の規定により、別紙を添えて下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

江戸川清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案について

理 由 書

旧江戸川を挟み、本市の行徳地域に隣接する「江戸川清掃工場」は、東京都江戸川区江戸川2丁目10番に立地し、東京二十三区清掃一部事務組合が管理しているごみ焼却処理施設です。

同工場は、平成9年に竣工してから現在21年が経過しており、同組合は平成32年度から既存施設と同規模で建て替えを計画しています。

同工場が立地する東京都においては、処理能力の合計が1日あたり200トン以上のごみ処理施設の設置にあたっては、東京都環境影響評価条例に基づき、事業者が環境影響評価を実施することを義務付けており、また、同条例では、対象事業による環境影響範囲に東京都以外の地域が含まれているときは、都知事は環境影響評価の手続の実施について、当該地域を所管する市町村長と協議するものとしており、本事業については、本市行徳地域が環境影響範囲に含まれていることから、平成29年6月6日付けで協議書を締結し、その手続を実施しているものです。

今般、同条例第五十四条において準用する第十九条の規定により、東京都知事から市川市長に対し、環境影響評価書案に対する環境の保全の見地からの意見について照会があったことから、当該意見の作成にあたり、江戸川清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案について、市川市環境審議会に諮問し、意見を求めるものです。